

感染症法の改正について

1999年(平成11年)4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」には、法律の施行後5年をめぐりして内容について検討し、必要がある時は見直すという規定があります。

見直しの結果、重症急性呼吸器症候群(SARS)等の新興感染症に対する国内の感染症対策、ウエストナイル熱等の国外から侵入する感染症に対する水際対策および炭疽、天然痘などの生物テロの発生に対する対策の強化が必要となり、感染症法および検疫法の一部改正が行われ2003(平成15)年11月5日から施行されています。

感染症法の主な改正点は、1)緊急時における感染症対策の強化、2)動物由来感染症対策の強化、3)感染症法の対象疾患および感染症分類の見直しです。今回は、上記の改正点について説明します。

1. 緊急時における感染症対策の強化

感染症法制定時(1999年4月)には、種々の対策を自治体を中心に行うということで国としての関与が最小限に抑えられていましたが、SARS対応時の課題点を考慮し、つぎのことについて、国としての役割が大幅に強化されました。

1) 積極的疫学調査について

改正前は都道府県等からの協力要請があった時のみ国の職員等を派遣していましたが、改正後は国が都道府県等の積極的疫学調査について必要な指示を出すとともに、自らも調査を行うことができると定められました。

2) 予防計画に関する緊急時の対応について

都道府県においては感染症の予防等についての計画(予防計画)を作成していますが、重篤な感染症が発生する危険が生じた場合には、国が都道府県に対して予防計画の具体的な対応策(行動計画)の作成を指示することができると定められました。

3) 広域的な対応が必要な場合の調整について

広範囲にわたり感染症が発生するおそれがある場合、国が中心となり会議の開催や関係自治体の連絡調整を行うことができると定められました。

2. 動物由来感染症対策の強化

ウエストナイル熱の対応時に蚊の駆除ができなかったとか、ペスト・野兔病に関連するプレリードッグ輸入後の流通の把握が困難であったなどの問題が生じたため、動物由来感染症についての対策が必要となり、つぎのことについて改正されました。

1) 媒介動物の輸入について

動物を輸入する者は、指定されている感染症に感染し

ていないという動物を輸出する国の証明書の添付が義務となり、動物の種類・数量・輸入の時期等について届け出ることが定められました。

2) 動物の調査について

感染症の発生状況等の調査時に、感染症を感染させるおそれがある動物またはその死体の所有者に対して調査を行うことができると定められました。

3) 獣医師等の対応について

獣医師、獣医療関係者は国および地方公共団体の行う施策に協力するよう努める必要があり、また、動物取り扱い業者は動物の適切な管理に努めなければならないと定められました。

4) 対物措置について

4類感染症(表参照)を対象に媒介動物の輸入規制、消毒、蚊・ネズミなどの駆除ができると定められ、また、消毒・駆除の際には都道府県等が市町村に指示するだけでなく、自ら実施することができると定められました。

3. 感染症法の対象疾患および感染症分類の見直し

今回の改正により感染症法の対象疾患は73疾患(1999年4月)から86疾患に増加し、また、感染症の分類についても1~4類感染症から1~5類感染症となりました。詳細については表のとおりです。

表 感染症法対象疾患

感染症分類	対象疾患
1 類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 痘そう 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限り)
2 類	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
3 類	腸管出血性大腸菌感染症
4 類	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、エキノコックス症、黄熱、オウム病、Q熱回帰熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎臓候性出血熱、炭疽、つづが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症、 A型肝炎、E型肝炎、高病原性トリ型インフルエンザ、サル痘、野兔病、ニパウイルス感染症、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症、ボツリヌス症
5 類	<全数> アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、クローイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、破傷風、梅毒、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、急性脳炎 <定点> 咽頭結膜熱、インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザを除く)、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性髄膜炎、水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、成人麻しん、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、風しん、ヘルパンギーナ、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、麻しん(成人麻しんを除く) 無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、 RSウイルス感染症、尖圭コンジローマ

* 太字の疾患は、追加または変更のあった感染症です。

【微生物担当】